

# 変更計画

## 雄武町森林整備計画

計画期間 

自	平成31年	4月	1日
至	令和11年	3月	31日

(変更計画の始期：令和 2年 4月15日)

北 海 道

雄 武 町

## 計画変更の理由と始期

- 1 変更理由 地域森林計画に適合させる為の変更
- 2 変更内容
  - I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項
    - 1 森林整備の現状と課題の面積修正
  - II 森林の整備に関する事項
    - 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
    - 2 森林整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項の文言削除
    - 3 作業路網の整備に関する事項の文言の追加と削除

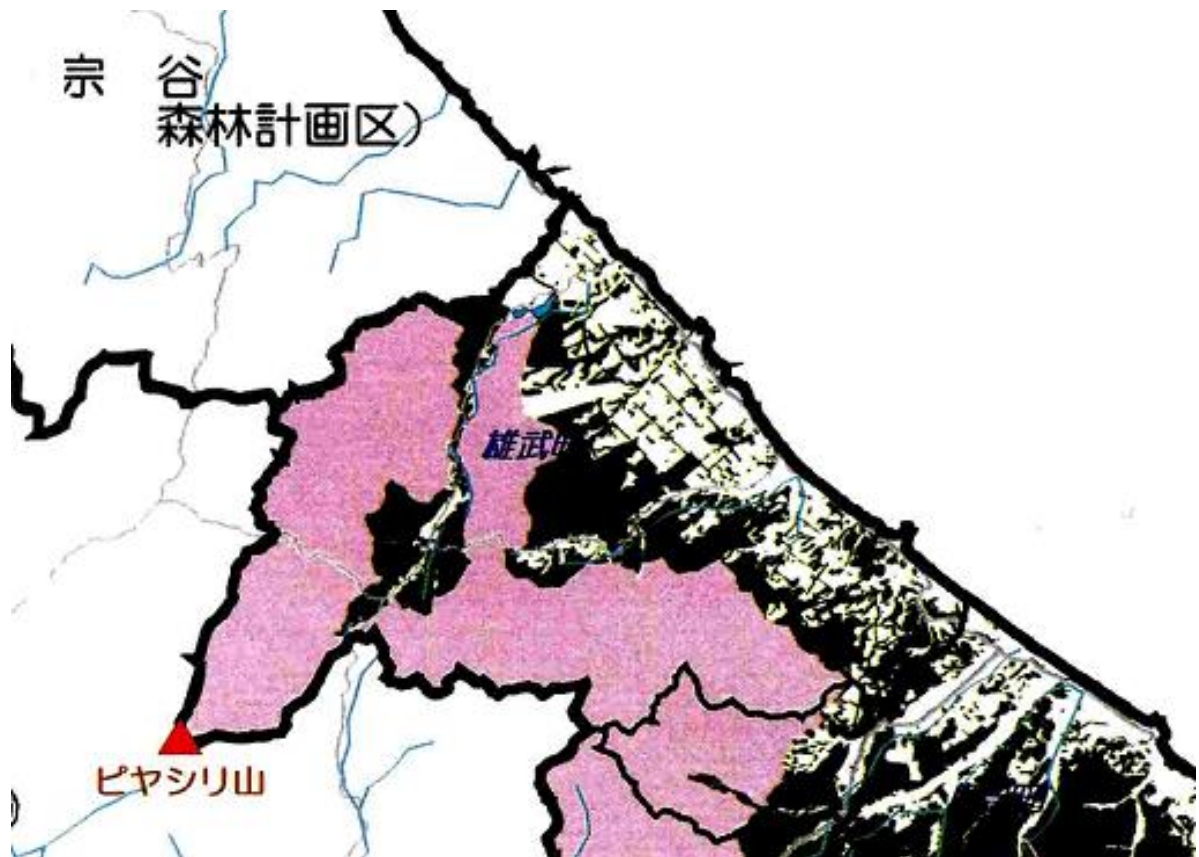
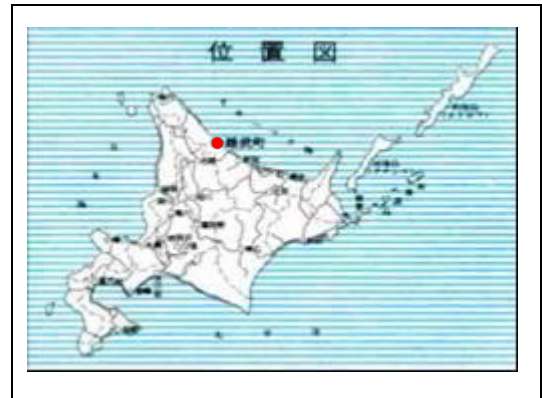
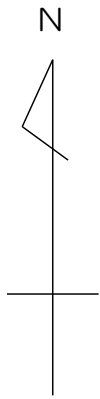
別表1～4 対象林班と面積の修正
- 3 変更計画が有効となる年月日 令和2年4月15日から適用

# 目 次




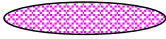

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	3
II	森林の整備に関する事項	
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	
1	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	4
2	樹種別の立木の標準伐期齢	4
3	その他必要な事項	5
第2	造林に関する事項	
1	人工造林に関する事項	5
2	天然更新に関する事項	7
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	8
4	森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準	8
5	その他必要な事項	8
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び 保育の基準	
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	8
2	保育の作業種別の標準的な方法	9
3	その他間伐及び保育の基準	10
4	その他間伐及び保育に関する留意事項	10
5	その他必要な事項	10
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	10
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び 当該区域における森林施業の方法	11
3	その他必要な事項	12
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	13
2	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大を促進するための方策	13
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	13
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	13
5	その他必要な事項	13
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	
1	森林施業の共同化の促進方針	13
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	13
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	14
4	その他必要な事項	14

第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	14
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	15
3	作業路網の整備に関する事項	15
4	その他必要な事項	16
第8	その他森林整備の方法に関し必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	17
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	17
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	18
4	その他必要な事項	18
Ⅲ	森林の保護に関する事項	
第1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	18
2	その他必要な事項	19
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法等	19
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	19
3	林野火災の予防の方法	20
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	20
5	その他必要な事項	20
Ⅳ	森林の保健機能の増進に関する事項	
1	保健機能森林の区域	20
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	20
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	20
4	その他必要な事項	20
Ⅴ	その他森林の整備のために必要な事項	
1	森林経営計画の作成に関する事項	20
2	森林の整備を通じた地域振興に関する事項	21
3	森林の総合利用の推進に関する事項	21
4	住民参加による森林の整備に関する事項	21
5	その他必要な事項	21
別表1	公益的機能別施業森林の区域	24
別表2	公益的機能別施業森林の区域のうち、施業方法を特定すべき森林等の区域	33
別表3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	43
別表4	鳥獣害防止森林区域	47

# 雄武町位置図



(凡例)

山 岳	
河 川	
市町村界	
道有林	
一般民有林	

## I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

### 1 森林整備の現状と課題

本町は、北海道の東北部のオホーツク総合振興局管内最北端に位置し、東はオホーツク海、南は興部町・西興部村、西は名寄市・美深町・下川町、北は枝幸町と隣接しており、町域は、東西40km、南北24km、面積は、東京都特別区（23区）の合計（627.57平方km）よりも広い636.86平方kmを有しています。

鮮やかなコバルトブルーのオホーツク海に臨む海岸線が35kmに及び、海岸から南西に伸びる大地には緑輝く牧草地が一面に広がり、その背後には原生林が残る秘境ピヤシリ山をはじめとする山系が連なっています。これらの自然は四季折々に様々な表情を見せ、特に1月下旬から3月にかけては流水が接岸し、海岸線一帯が白い大地へと変化する光景は、オホーツクの厳しさとロマンを感じさせます。

本町の総面積は63,686haで、そのうち森林面積が47,366ha（民有林14,019ha、道有林33,347ha）と総面積の74%を占める森林に恵まれた地域であり、この恵まれた資源は木材供給地として町の発展に大きな役割を果たしてきました。また、森林のうち人工林は15,680ha（民有林7,746ha、道有林7,934ha）あり、この背景には、戦中の軍需要木材、戦後の大火、台風などにより空前の資源減少があったものの、「造林臨時措置法」の制定や先人の努力により、飛躍的に回復をとげて現在に至っています。そのため、人工林の林種及び年齢構成は、カラマツ・トドマツの6～7齢級の林分が多く占め、今後適正な間伐を実施していくことが重要であるが、木材価格の低迷による林業環境の悪化により、間伐の遅れている森林が増加傾向にあります。

しかしながら、町内の森林のうち、道有林、町有林及び私有林合わせて、38,751haのS G E C森林認証を取得しており、森林の保護と利用が両立する適切な森林管理を実施し、持続可能な森林経営を進めているほか、認証森林から生産される林産物については、環境に優しい製品としての需要の拡大が見込まれています。

このようななかで、様々な恩恵をもたらす森林の多面的機能の重要性を重視し、森林の有する望ましい環境を創造する機能が最大限に発揮されるよう、適切な森林整備の推進に取り組む必要があります。

また、森林は一度荒廃すると、自然環境の保全、林産物の供給等の多様な機能が長期にわたって損なわれることから、森林の荒廃を防ぐために適切な森林の更新を図る必要がありますので、関係機関と連携をとりあいながら、計画的な伐採や確実な森林の更新を促進する必要があります。

### 2 森林整備の基本方針

#### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林が持つ多面的機能に配慮しつつ、重視すべき機能に応じた森林の整備を総合的に行うために、地域の特性及び森林資源の状況並びに自然的・社会的条件を勘案して、森林を公益的機能別施業森林と木材等生産機能を重視すべき公益的機能別施業森林以外の森林（以下、「木材等生産林」という）に区分するとともに、公益的機能別施業森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林について「水源涵養林」、山地災害防止や土壌保全機能の維持増進を図る森林について「山地災害防止林」、市民にとって快適な環境を形成する機能の維持増進を図る森林について「生活環境保全林」、保健・レクリエーションや文化機能の維持増進を図る森林について「保健・文化機能等維持林」の区域を設定します。

さらに、「水源涵養林」においては、水道取水施設上流部に位置し、水資源の安定供給のために特に保全が求められる森林について「水資源保全ゾーン」、また、「保健文化機能等維持林」においては、河川や湖沼周辺に位置し生物多様性機能の発揮のために特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）」及び貴重な森林生態系を維持し特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）」をそれぞれの区域の中で重ねて設定します。

これらの区域に応じた望ましい森林の姿へ誘導するため、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図ることとします。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備及び保全の基本方針は次表のとおりとします。

【公益的機能別施業森林】

重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	水源涵養林	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図る施業を推進します。
	水資源保全ゾーン	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林で、多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	良質な水の安定供給を確保する観点から、伐採に伴う裸地面積の縮小及び植栽による機能の早期回復並びに濁水発生回避を図る施業を推進します。
山地災害防止機能／土壌保全機能	山地災害防止林	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。	災害に強い地域環境を形成するために、地形、地質等の条件を考慮した上で、高齢級や天然力を活用した複層状態の森林への誘導、伐採に伴う裸地面積の縮小及び裸地化の回避を図ることとします。 また、保安林の指定及びその適切な管理を推進します。
快適環境形成機能	生活環境保全林	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風、騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を促進します。
保健・レクリエーション機能 文化機能 生物多様性保全機能	保健・文化機能等維持林	原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生育する森林、身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、町民等に憩いと学びの場を提供している森林、史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて保健・文化・教育活動に適した施設が整備されている森林。	生物多様性の保全や保健、レクリエーション利用、文化活動を進める観点から、森林の構成を維持して樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進します。 保健・風致の保存等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林にあつては、立地条件や町民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。また、潤いある自然景観や歴史的風致の創出を期待される森林にあつては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進します。
	生物多様性ゾーン	水辺林タイプ	日射遮断、隠れ場形成など野生生物の生息・生育に適した森林や、周辺からの土砂・濁水等の流入制御等に寄与している森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。
		保護地域タイプ	原生的な森林生態系を構成し、希少な生物の生息・生育に適した森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。

【公益的機能別施業森林以外の森林】

重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
木材等生産機能	木材等生産林	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進します。 また、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備についても併せて推進します。

○その他必要な事項

- ① 山地災害防止機能をより高度に発揮させるため、急傾斜地や沢沿いの森林土壌が薄く表層崩壊が起こりやすい個所については、根系の発達を促し、下層植生が発達した良好な森林を育成するため、適切な保育・間伐等の促進に努めることとします。  
また、長伐期施業や複層林施業による多様な森林への誘導や皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るよう努めることとします。
- ② 公益的機能が重視される森林で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理等）を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる森林の構造を基本におき、植栽本数の低減や植栽時期の分散を図るものとします。
- ③ エゾシカの成育密度が高い地域においては、被害状況等森林の状態を適確に把握し、被害のある林分またはおそれのある林分においては、適切な防除を早期に行うよう努めるものとします。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

小規模の森林所有形態や林業従事者の高齢化に対応するため、森林所有者、森林組合及び道有林等の関係者の合意形成を図りながら、森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保、認証材の流通体制の整備等について、計画的かつ総合的に推進するものとします。



## II 森林整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

#### 1 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

本町における立木の伐採（主伐）の標準的な方法等は、次のとおりとします。

- (1) 立木竹の伐採のうち、主伐については、更新を伴う伐採であり、その方法については皆伐又は択伐によることとします。

##### ア 皆伐

皆伐については、主伐のうちイの択伐以外のものとします。

皆伐に当たっては、自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、的確な更新を図るものとします。

また、一箇所当たりの伐採面積は、原則として20ヘクタールを超えないよう、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散並びに伐採時期の長期化に努めるものとします。

伐採の時期については、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮するものとします。

##### イ 択伐

択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うこととし、原則として材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）とするよう努めるものとします。

なお、択伐にあたっては、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとし、森林の有する多面的機能の維持増進が図られるよう、適切な林分構造とするものとします。

また、天然更新を前提とする場合は、現地の自然条件や更新を期待する樹種の特性などを勘案し母樹の保存、種子の結実や飛散状況、天然幼稚樹の生育状況等を勘案するものとします。

- (2) 主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に留意して行うこととし、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとします。また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定するものとします。

- (3) 伐採後の的確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとします。特に伐採後の更新を天然更新とする場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、飛散状況等を勘案して行うこととします。

なお、劣悪な自然条件により更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林では、択伐等適確な更新に配慮した伐採方法とします。

- (4) 複層林施業の主伐を行う場合は、上層木の樹冠層を保残させることに特に留意し、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととし、下層木の発芽や育成に配慮するために十分な光が当たるよう、適切な伐採率及び繰り返し期間により行うこととします。

#### 2 樹種別の立木の標準伐期齢

	樹種	標準伐期齢
人工林	エゾマツ・アカエゾマツ	60
	トドマツ	40
	カラマツ（グイマツとの交配種を含む）	30
	その他針葉樹	40
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林を含む）	30
	その他広葉樹	40
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	60
	〃 〃 〃 広葉樹	80
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹	25

### 3 その他必要な事項

- (1) 木材生産林においては、持続的、安定的な木材等の生産を図るため、資源の保続に配慮し、齢級構成に留意しながら、施業の集団化や機械化を通じた効率的な伐採に努めることとします。
- (2) 適切な人工林資源の循環利用を維持するため、高齢級間伐等も取り入れた長伐期施業に取り組み、資源の平準化を図ることとします。  
なお、長伐期施業を実施する林分の選定にあたっては、地位が高く、間伐により適切に密度管理を行ってきた箇所や風雪害が少ない地域を選択するなど、長伐期施業の導入が可能な林分であるかを判断しながら進めることとします。
- (3) 林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止等の生物多様性の保全などのために必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。
- (4) 次の地域は、林地崩壊、生態系の攪乱などにつながるおそれがあり、また、伐採後の更新が困難となることから、皆伐を行わないよう努めることとします。
  - ア 健全な更新が困難な湿地・風衝地・岩石地等
  - イ 土砂の流出や崩壊が発生するおそれがある急傾斜地・石礫地・沢沿い等
  - ウ 野生生物の生息・生育の場の提供、水質浄化、土砂や濁水の流入制御等の機能を持つ河川や湖沼周辺の水辺林等
- (5) 立木の伐採に当たっては、将来的に腐朽被害の原因となる立木の損傷を極力減らすため、傷が付きやすい成長旺盛期には丁寧な作業に留意するほか、集材路側にある立木に保護板（あて木）を設置することや、作業道・集材路を活用しながら機械の林内走行の範囲を限定するなどの配慮を行います。
- (6) 伐採等の実施に当たっては、降雨等による土砂や汚濁水の流出防止に努めるとともに、伐採作業の途中であっても大雨が予想される場合等は、必要に応じて集材路等に排水路を作設するなど、浸食防止に努めることとします。なお、水道取水施設の上流で造材を行う場合等で、降雨等により河川の汚濁が懸念される場合は、伐採・搬出を冬季間に行うなど時期や方法に配慮することとします。また、特に河川周辺で造材を実施する場合は、増水時に枝条や残材等が流出して流木被害の一要因とならないよう、十分に留意することとします。
- (7) 高性能林業機械の導入を検討し、効率的な作業を目指すとともに、労働安全に努めることとします。
- (8) 特色ある森林景観や野生生物の生息・生育環境の保存に配慮した伐採を行うこととします。

## 第2 造林に関する事項

### 1 人工造林に関する事項

I の2の森林整備の基本的な事項を踏まえ、適切な森林整備方法により、人工造林をすることとします。

- (1) 人工造林の対象樹種は、気候、地形、土壌などの自然条件への適応、それぞれの樹種の特徴、既往の成林状況など適地適木を基本として、地域における造林種苗の需給動向及び木材利用状況等を勘案し、選定するものとします。  
また、多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め、幅広く樹種を検討するものとします。特に河畔沿いについては、河川の水質浄化や落葉等による有機物の供給などが期待できることから、積極的に広葉樹を選定するものとします。  
なお、山腹崩壊の危険性が高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやミズナラ等の深根性で根系の支持力が大きい樹種の植栽に考慮するものとし、育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等を勘案し、造林樹種を選定するものとします。

区分	樹種名	備考
人工造林の対象樹種	カラマツ、トドマツ、エゾマツ、アカエゾマツ、グイマツ（F1を含む）、ヨーロッパトウヒ、ヤチダモ、カツラ、ハリギリ、カンパ類、ドロノキ、ハンノキ類、ミズナラ、その他郷土樹種など	

なお、その他郷土樹種及び定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談のうえ、適切な樹種を選択することに努めるものとします。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 育成単層林施業

- ① 造林に際しては、寒風害等の気象害及び病虫害等に考慮し、保護木・保護樹林帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避など、多様な森林の整備に配慮して行うものとし、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、土壌等の自然的条件に適合した樹種を早期に植栽するものとし、特に水源涵養林、山地災害防止林にあつては、林地の安定化を目的とした無立木地等への植栽を積極的に行うものとし、
- ② 地拵えは、それぞれの地域の地形、土壌、植生、気象条件及び過去の野鼠の状況等を考慮したうえで、全刈り又は条刈りにより行うものとし、
- ③ 植栽時期は春又は秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、その後の苗木の活着と成長が十分図られるように行うものとし、
- ④ 植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討するものとし、植栽本数の検討に当たっては、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の高度発揮や植栽コストの低減を図ることを目的に本数の低減についても併せて検討するものとし、特に、初期成長が早く、通直性や耐鼠性が向上したグイマツ雑種F1等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めるものとし、植栽本数の低減に当たっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討するものとし、また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあつては、天然更新木の積極的な活用による植栽本数の低減を検討するものとし、
- ⑤ 効果的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入について努めることとし、

コンテナ苗の植栽時期については、第2の1の(2)のアの③の時期によらないものとするが、自然・立地条件等を十分に考慮し、適期での植え付けとなるよう努めることとし、

【植栽本数と植栽時期】

単位 本/ha

区分	樹種				
	カラマツ	トドマツ/アカゾマツ	その他針葉樹	広葉樹	
植栽本数	密仕立て	2,500	2,500	2,500	3,000
	中庸仕立て	2,000	2,000	2,000	2,500
	疎仕立て	1,500	1,500	1,500	1,500

※定められた標準的な本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業改良普及員等と相談のうえ、適切な植栽本数を判断することとし、

植栽時期	樹種	植栽期間
春植	トドマツ、アカエゾマツ	4月中旬～ 6月上旬
	カラマツ、その他	4月中旬～ 5月下旬
秋植	トドマツ、アカエゾマツ	9月上旬～11月中旬
	カラマツ、その他	10月中旬～11月下旬

イ 育成複層林施業

施業に当たっては、下層木の成長に必要な照度を常に確保するものとし、

植栽により更新を確保する場合は、上層木の枝下部への植栽を避けるものとし、植栽本数については、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とするものとし、

【複層林の導入に伴う植栽本数の例】

雄武町のカラマツ林で材積率30%の択伐を行い、カラマツを植栽して複層林とする場合。



雄武町森林整備計画で示すカラマツの標準的な植栽本数が2,000本/haとすると、  
 $2,000 \times 30\% = 600\text{本/ha}$

となり、カラマツはおおむね600本/ha以上を植栽することになります。

この植栽本数の考え方は、上層木の伐り過ぎによる公益的機能の低下を避けるため、一定の蓄積が常に維持されるよう配慮するためのものです。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、当該伐採の終了後2年以内に人工造林を実施し、更新を図るものとします。

択伐による部分的な伐採跡地については、当該伐採の終了後5年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種は、天然下種更新ではトドマツ等の道産針葉樹のほかカンハ類やドロノキ・ハンノキ類などとし、ぼう芽更新ではイタヤカエデ、ミズナラなどの高木性でぼう芽性の高い樹種とします。

区分	樹種名	備考
天然更新の対象樹種	トドマツ、アカエゾマツ、エゾマツ、イタヤカエデ、ハンノキ類、ミズナラ、カンハ類、シナノキ、ハリギリ、ドロノキ、その他郷土樹種など	

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新完了の判断基準

天然に発生した稚幼樹の生立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、周辺の植生の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高となった高木天然木（注1）の稚幼樹等（注2）が幼齢林にあっては成立本数が立木度（注4）、3以上、幼齢林以外の森林にあっては林地面積に対する疎密度が30%以上となった状態をもって、更新完了とします。

また、ぼう芽更新の場合は、切株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ、ササや草本類の背丈を超える状態で、幼齢林にあっては成立本数が立木度3以上、幼齢林以外の森林にあっては林地面積に対する疎密度が30%以上となった状態をもって、更新完了とします。

ただし、林地内で更新の状況が異なる場合は区画を分割し、それぞれの区画に対して判断を行うものとします。

なお、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「天然更新の完了の判断基準について」（平成20年1月22日付け森林第1130号森林計画課長通知）によることとします。

（注1）「高木天然木」とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ、樹高が10メートル以上になる樹種です。

（注2）「稚幼樹等」とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含みます。

（注3）「林地面積」とは、更新完了の判断を行う区画の面積です。

（注4）「立木度」とは、幼齢林（おおむね15年生未満の林分）において、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数（天然更新すべき本数の基準）との対比を百分率で表したもので、立木度3は期待成立本数の3割が更新した状態をいいます。

$$\text{立木度} = \text{現在の林分の本数} / \text{当該林分の林齢に相当する期待成立本数}$$

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種により更新を確保する場合、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こしや枝条整理等を行うものとし、ササ等の下層植生により天然幼稚樹の生育が阻害されている箇所については、刈出しを行うものとします。

また、ぼう芽により更新を確保する場合は、樹液の流動期（6～8月）を避けて伐採するものとし、ぼう芽の発生状況等を考慮の上、必要に応じて芽かき又は植込みを行うものとします。

いずれの箇所も定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じ補植等を行い更新を確保するものとします。

なお、かき起こしの実施に当たっては、林地の保全に十分留意することとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保することとします。

### (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地における林地の荒廃を防止する観点から、皆伐、択伐に関わらず原則として伐採が終了した日を含む年度の翌年度の4月1日から起算して5年以内に更新を完了させることとします。

期間内に更新が完了しなかった場合は、速やかに更新を図る観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の4月1日から起算して7年を経過する日までに天然更新補助作業又は植栽により更新を行うこととします。

### 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

主伐後の適確な更新を図るため、天然更新が期待できない森林等を「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」として定めます。

特に、カラマツやトドマツなどの人工林資源の保続を図るとともに、本町では、持続的な森林経営するため森林認証を受けている森林があることから、第4の2において木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域に位置づけられている森林のうち的人工林、認証森林のうち的人工林、公益的機能の高度発揮が求められる水資源保全ゾーンにおいて確実かつ早期に更新を図るため、当該ゾーンの全森林について指定します。指定する森林の区域は次のとおりです。

森林の区域（林小班）	参 考
別表3のとおり	

なお、上記の森林において、主伐を行う場合は、「伐採跡地の人工造林をすべき期間」の期間内に人工造林を行う必要があります。

### 4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準

森林法第10条の9第4項に定める伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおりとします。

#### (1) 更新による対象樹種

ア 人工造林の場合・・・1の(1)によるものとします。

イ 天然更新の場合・・・2の(1)によるものとします。

#### (2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数は、2の(2)において記載している「5年生の天然更新の対象樹種の期待成立本数」によるものとします。

### 5 その他必要な事項

(1) 林地崩壊や流木被害のおそれがある地域については、次の事項に留意して森林施業を行い、造林の推進に努めるものとします。

ア 土砂の流出が懸念される急傾斜地等で地拵えを行う場合は、全刈りを避け、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意するものとします。

イ 伐採跡地等が放置されないようにするため、森林組合等と連携して森林経営に意欲的な森林所有者に伐採跡地等の取得を促すなど、林地流動化の取組を通じて、伐採跡地等への植林を推進します。

(2) エゾシカによる森林被害のおそれがある地域については、造林樹種の選定に当たり、被害に強い樹種を検討するものとします。

### 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

#### 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

(1) 間伐は、林冠がうっ閉し、林木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であって、伐採後一定の期間内に林冠がうっ閉するよう行うこととします。

(2) 間伐に当たっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととします。特に、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意することとします。

なお、主要樹種ごとの標準的な間伐の時期等については、次表のとおりとします。

樹種 (生産目標)	施業方法	間伐の時期(林齢)					間伐の方法
		初回	2回	3回	4回	5回	
カラマツ 【グイマツとの 交配種を含む】 (一般材)	植栽本数：2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：400本/ha	19	26	34	42	—	選木方法：定性及び定量 間伐率(材積率)：20～33% 標準伐期齢未満：7年 標準伐期齢以上：8年
トドマツ (一般材)	植栽本数：2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：450本/ha	21	28	36	45	—	選木方法：定性及び定量 間伐率(材積率)：20～33% 標準伐期齢未満：8年
アカゾマツ (一般材)	植栽本数：2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：400本/ha	23	29	37	47	60	選木方法：定性及び定量 間伐率(材積率)：20～33% 標準伐期齢未満：9年

注1)「カラマツ間伐施業指針(北海道林務部監修)」及び「トドマツ人工林間伐の手引き(北海道林務部監修)」及び「アカゾマツ人工林施業の手引き(地独)北海道立総合研究機構林業試験場発行」などを参考とした。

注2) 植栽本数、主伐時の生産目標及び仕立て方法により、間伐時期が異なることに留意すること。

注3) 気象災害や病虫害獣害により被害を受けた森林の間伐において、上記の間伐率に依らない場合は、林業普及指導員等と相談の上適切に実施することとします。

- (3) 保育コストの低減を図り、労働災害の防止に資するため、緩傾斜地など機械による作業に適した条件のある森林については、高性能林業機械の導入や列状間伐を推進することとします。

## 2 保育の作業種別の標準的な方法

### (1) 育成単層林施業

ア 下刈りは、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うものとし、その終期は、造林樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断するものとする。

イ 除伐は、侵入木や通常の成長が見込めない若しくは形質の悪い造林樹種など、育成の対象となる林木と競合し成長を妨げるものを除去することとしています。造林樹種以外であっても、その生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保存・育成するものとする。

ウ つる切りは、育成の対象となる林木の成長を促すため、樹幹に巻きついたつる類を切って取り除くものとする。除伐と合わせて行うことを基本とし、つる類の繁茂の状況に応じて実施します。

なお、主要樹種ごとの標準的な保育の時期等については、次表のとおりとします。

#### 【下刈り】

樹種	年 植栽	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		カラマツ	春	①	②	②	①	①			
	秋		②	②	①	①	①				
トドマツ	春	①	②	②	①	①	①	①			
	秋		②	②	①	①	①	①	①		
アカゾマツ	春	①	②	②	①	①	①	①	①	①	
	秋		②	②	①	①	①	①	①	①	①

#### 【除伐】

樹種	年 植栽	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
		カラマツ	春			△					
	秋				△						
トドマツ	春						△				
	秋							△			
アカゾマツ	春						△				
	秋							△			

注1) カラマツには、グイマツ等を含み、トドマツには、エゾマツ、アカエゾマツを含む。

注2) ①：下刈り1回 ②：下刈り2回 △：つる切り、除伐

## (2) 育成複層林施業

適正な林分構造が維持されるよう、適切に保育を行うものとします。

なお、保育の方法等については、(1) 育成単層林施業に準じるものとします。

## 3 その他間伐及び保育の基準

### (1) 木材等生産林において留意すべき事項

特になし

## 4 その他間伐及び保育に関する留意事項

林地崩壊や流木被害のおそれがある地域については、次の事項に留意して森林施業を行い、間伐の推進に努めるものとします。

- ① 間伐や枝打ち等の保育を積極的に行い、下層植生の繁茂や樹根の生育を促し表土の安定を図るものとします。
- ② 間伐等による伐倒木や林地残材のうち、河川に流出するおそれのあるものについては、極力林外へ搬出するなど適切に処理するものとします。
- ③ 保育作業等に伴う残存木への損傷は、将来的に腐朽菌の発生につながるおそれが高いことから、作業にあたっては、残存する立木への損傷をできる限り減らす方策をとることとします。

なお、間伐作業における留意事項については、第1-3-(2)-③と同様とします。

- ④ 特に、トドマツについては、間伐作業等の外的要因による損傷を受けやすく、溝腐病等に冒されるおそれがあることから、間伐回数や伐期の調整を図るなど、林分ごとの施業方法に配慮するものとします。

## 5 その他必要な事項

### (1) その他間伐及び保育に関する留意事項

木材等生産林においては、森林の健全性を確保し、利用価値の向上を図るため、適切な間伐及び保育を実施するものとします。

特に、枝打ちについては、生産目標及び立木の生育状況に応じて適切な時期及び枝打ち高により積極的に行うものとします。

## 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

森林は単一の機能のみでなく、複数の機能を有していますが、その中でも土砂の流出を抑え、山地災害を防止する機能の発揮を期待する森林については、人々の生命・財産を守る最も重要な機能の発揮を期待する森林として位置づけ、山地災害防止林等の公益的機能別施業森林として設定することを基本とします。

保安林や様々な法律等による指定区域内の森林については、指定目的に応じた公益的機能の維持増進が不可欠であるため、公益的機能別施業森林の区域とします。ただし、期待する機能の発揮に向けた最も適切な施業方法が異なる場合は、複数の機能の発揮を期待する森林として取り扱うことも可能とします。

生物多様性の保存は、伐採や自然の攪乱などにより時間軸を通して常に変化しながらも、一定の広がりにおいて様々な生育段階や多様な樹種から構成される森林が相互に関係して機能が発揮されることから、全ての森林において機能の発揮が期待されています。その中で、特に、原生的な森林生態系を構成している森林や、希少な生物が生息・生育する森林、生態系への配慮が求められる水辺林など属地的に機能の発揮を期待するものについては、生物多様性ゾーンの区域とすることとします。

生物多様性ゾーンの設定により生物多様性の保全を重視する森林については、野生生物の生育や希少な植生の生育地に配慮し、森林の減少や分断を防ぎ、広域的な観点から、森林の連続性と野生生物の共存に配慮した回廊状の森林が確保されるよう努めることとします。

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養林）

ア 区域の設定

干害防備保安林や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、SGEC認証森林の一部、水源涵養機能の評価区分が高い森林など、水源の涵養の機能の維持増進を図る森林を別表1のとおりとします。

イ 施業の方法

上記の機能の維持増進を特に図るために、森林施業の方法として下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることを推進すべき森林の区域について、別表2のとおりとします。

(2) 土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

次の①～③の森林など、土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域について、別表1のとおりとします。

① 土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能の維持増進を図る森林（山地災害防止林）

土砂流出防備保安林、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能の評価区分が高い森林等

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林（生活環境保全林）

防風保安林、その他快適環境形成機能の評価区分が高い森林等

③ 保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林（保健・文化機能等維持林）

保健保安林、その他保健文化機能の評価区分が高い森林等

イ 施業の方法

地形、地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地の縮小及び回避を図るとともに、天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業の推進を図ることとし、具体的には公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については択伐による複層林施業を推進すべき森林とし、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林と定めます。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林と定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢の概ね2倍以上とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ります。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の広葉樹を育成する森林施業を行う森林として定めます。

それぞれの森林の区域について、別表2のとおりとします。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など、木材の生産機能の維持増進を図る森林については、別表1のとおり定めます。

(2) 施業の方法

木材資源の効率的な循環・利用を考慮して、伐採時期の多様化・長伐期化を図るなど、生産目標に応じた林齢で伐採するものとし、主要な樹種の主伐の時期及び方法については、次表のとおりとします。



また、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。

【資源の循環利用林：育成単層林】

樹種	生産目標	仕立て方法	主伐時期の目安
カラマツ【グイマツとの交配種を含む】	一般材生産 34cm	中庸仕立て	50年
トドマツ	一般材生産 36cm	中庸仕立て	55年
アカエゾマツ	一般材生産 30cm	中庸仕立て	75年

3 その他必要な事項

北海道の特性に応じた森林の整備・管理を進めるため、1の公益的機能別施業森林の区域に重複して次の区域を設定します。

(1) 水資源保全ゾーン

ア 区域の設定

水源涵養林のうち、属地的に水源涵養機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域の中で、特に水質保全上重要で伐採の方法等を制限する必要があると認める森林について、それぞれの森林の立地条件、地域の要請を踏まえた上で別表1のとおり定めます。

イ 施業の方法

1の水資源涵養林における森林施業を基本としますが、更なる伐採面積の縮小及び分散化に努めることとし、森林経営計画の実施基準として伐採面積の規模の縮小を行うべき森林を別表2のとおり定めます。

また、特に急傾斜地等土砂の崩壊又は流出するおそれのある森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定めます。

施業の実施にあたっては、水質への影響を最小限に抑えるため、伐採、造材及び搬出を冬季間に行うなど、時期や搬出方法等に留意するとともに、集材路等へ水切りを設置するなど降雨等により河川に土砂が流出しないよう、きめ細かな配慮を行うこととします。

伐採跡地については早期に確実な更新を図るものとします。

(2) 生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）

ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、中でも生物多様性への配慮が求められる水辺林、周囲からの土砂や濁水等の流入により生態系に影響を与える恐れのある水辺林、地域で生物多様性の維持増進に取り組んでいる水辺林等、特に保全が必要と認める水辺林について、河川の両岸・湖沼周辺から原則20m以上の区域を別表1のとおり定めます。

イ 施業の方法

1の保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定めます。

施業の実施にあたっては、作業路・集材路は極力既設路線の使用に努め、集材路や重機の使用に当たっては土砂流出等を最小限に抑えるようきめ細かな配慮を行うなど、伐採及び造材に伴う地表攪乱を最小限に抑えることとします。

(3) 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）

ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地区として設定されている森林のほか、特に保護地域として保全が必要と認める森林について別表1のとおり定めます。

イ 施業の方法

1の保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定めます。

また、伐採等による環境変化を最小限に抑えることを最優先し、森林の保護を図ることとします。

(4) その他

特になし

## 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

### 1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

本町における森林所有者の状況、森林施業の実施状況、森林組合等林業事業体への施業の委託状況などを勘案し、長期の施業の受託、森林の経営の受託等による森林経営の規模拡大を促進するものとします。

### 2 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言等を推進し、意欲ある森林所有者、森林組合、民間事業体への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すこととします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進します。

あわせて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとします。

### 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託を実施する際には、受託者である森林組合・林業事業体と委託者である森林所有者が森林経営受委託を締結するものとします。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営の計画期間内（5カ年間）において自ら森林の経営を行うことができるよう、造林、保育及び伐採に必要な育成権等が付与されるようにすることに加えて、森林経営計画が施業を行う森林のみならず当面施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権原や、森林整備に要する支出の関係を明確化するための条項を適切に設定することに留意するものとします。

### 4 森林経営管理制度の活用に関する事項

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、市町村を介して森林所有者が自ら林業経営を行えない森林を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、市町村が自ら経営管理を行うことができるようにするなど、森林経営管理制度の活用を努めることとします。

また、森林経営管理制度に基づく意向調査については、森林調査簿や林地台帳を基に経営管理が行われていないと思われる森林を対象として実施し、森林所有者が責務を果たすよう森林経営計画の作成を促進します。

### 5 その他必要な事項

該当なし

## 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

### 1 森林施業の共同化の促進方針

本町の林家の大部分は経営規模が5ha未満の零細所有者であり、更に保有林も7齢級以下の若齢林が多いために生産性も低く、林業のみで生計を維持することは困難な状況となっています。

このことから、森林施業を計画的、効率的に行うために、町、森林組合、森林所有者等が地域ぐるみの推進体制を整備するものとします。

### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

小規模な森林所有者や不在の森林所有者が多い本町において、森林所有者個人で伐採、造林、保育及び間伐等を計画的に実施し、良質な森林を目指すことは困難であるため、不在所有者への普及啓発活動を強化し、森林組合等の意欲のある林業事業体への施業の集約化を図り、長期的な施業受委託が円滑に進むよう、森林所有者への情報提供を促進するものとします。

また、森林管理に対して消極的な森林所有者に対しては、森林の機能及び森林管理の重要性を

認識させるとともに、森林施業への参画意欲の拡大を図り、計画的な森林施業の促進を図るもの  
とします。

○森林施業共同化重点実施地区の設定計画

(単位：ha)

地区の名称	地区の所在	区域面積	対図番号
上 沢 木	1～4、6～8林班	1,013	1
沢 木	5、9～16林班	1,167	2
南 雄 武	17～23、25～30林班	1,070	3
共 栄	24、31～33、35林班	939	4
中 雄 武	34、36林班	682	5
上 雄 武	37～49、51～55、62～67林班	2,088	6
雄 武 中 央	50、56～61、68～92林班	2,280	7
幌内川上流域	98～122林班	2,353	8
幌内川中流域	97、123～128林班	883	9
幌内川下流域	93～96、129～132林班	1,499	10
計		13,974	

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同して森林施業を実施する際に、次のことについて留意することに努めることとします。

- ① 共同森林施業実施者は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にすること。
- ② 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にすること。
- ③ 共同施業実施者の一人が上記により明確にした事項について遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることがないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にすること。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

(1) 路網密度の水準

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について、次のとおり定めます。

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 路網密度：m/ha

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地（0°～15°）	車両系作業システム（注1）	100以上	35以上
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム（注1）	75以上	25以上
急傾斜地（30°～）	架線系作業システム（注2）	15以上	15以上

注1) 「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。グラブ、ウィンチ、フォワーダ等を活用。

注2) 「架線系作業システム」とは林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤダ等を活用。

なお、本表は、木材搬出予定箇所で路網を整備する際の目安として適用するものであり、施業を行わない箇所、伐採・搬出を伴わない施業（造林、保育）を行う箇所に適用するものではありません。

## (2) 作業システムに関する基本的な考え方

作業システムについては、間伐等の素材生産の低コスト化、高効率化を図るためには、高性能林業機械の性能を最大限に発揮させることを主眼とした労働生産性の向上が不可欠となります。このためには、機械の性能に応じ一定規模以上の事業量の安定的な確保や、機械作業に適合した高密度の路網、工程全体を通じて生産性が高まるような人員や機械の配置など、地域においてそれらを総合的に組み合わせた低コスト作業システムを構築していく必要があります。とくに作業全体の効率性を左右する木寄せ・集材工程の効率化を図ることが重要であることから、次の表を目安として主にグラップル、ウィンチ、フォワーダ等の車両系林業機械に適合させる形で、輸送距離や輸送量を勘案し、路網をそれぞれの役割に応じて組み合わせ、傾斜等に応じた密度により適切に配置することとします。

傾斜区分	伐倒	集材《木寄せ》	造材	巻立て
急傾斜	チェーンソー	トラクタ 【全幹集材】	チェーンソー	グラップルローダ
			ハーベスト・フォセッサ	(ハーベスト・フォセッサ)
中傾斜	チェーンソー	トラクタ【全木集材】	ハーベスト・フォセッサ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		(ハーベスト・フォセッサ)
緩傾斜	フェアバンチャー	トラクタ【全木集材】	ハーベスト・フォセッサ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		(ハーベスト・フォセッサ)
	フェアバンチャー	スキッド【全木】	ハーベスト・フォセッサ	グラップルローダ
				(ハーベスト・フォセッサ)
ハーベスト	トラクタ【全幹集材】	ハーベスト	グラップルローダ	
	《グラップルローダ》		(ハーベスト)	
	ハーベスト	フォワーダ【短幹集材】	(ハーベスト)	(フォワーダ)

注1) ( ) は、前工程に引き続き同一機種により実施する工程について記載。

注2) 【 】 は、集材方法

注3) 集材《木寄せ》工程において、グラップルローダ【全幹】を集材に活用している事例がある。

## 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

本計画の期間内に林道等の路網整備と併せて、効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を次のとおり設定します。

### 【一般民有林】

路網整備等推進区域名	面積	開設路線	開設延長	対函番号	備考
上幌内地区	295.30ha	上幌内線	3,000m	①	
		上幌内2号線	2,000m	①	
幌内地区	84.36ha	幌内1号線	1,000m	④	

## 3 作業路網の整備に関する事項

### (1) 基幹路網に関する事項

#### ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点から、林道、林業専用道及び森林作業道の整備に当たっては、それぞれ林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、北海道林業専用道作設指針（平成23年3月31日付け森計第1280号北海道水産林務部長通知）及び北海道森林作業道作設指針（平成23年3月31日付け森整第1219号北海道水産林務部長通知）に基づき開設することとします。

#### イ 基幹路網の整備計画

林道を含む基幹路網の開設・拡張計画は次のとおりです。

なお、基幹路網の開設にあたっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとします。

## 【一般民有林】

単位 延長：km 面積：ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長及び 箇所数	利用区 域面積	前半5カ年 の計画箇所	対図 番号	備考
拡張	自動車道(改良)		青葉/上幌内	北隆	1				局部改良
//	//		上幌内	大黒	1				法面保全
//	//		//	奥幌内本流	1				法面保全
//	//		//	ピヤシリ越	1				法面保全
//	//		//	奥幌内	1				局部改良
//	//		//	ペンケ	1				局部改良
//	//		青葉	北隆鉦山	1				局部改良
//	//		上幌内	大和	1				局部改良
//	//		南雄武/中雄武	西武	1				局部改良
//	//			上雄武	1				局部改良
開設	自動車道	林業専用道	上幌内	上幌内	3.0-1	172.06	○	①	起終点～字上幌内
//	//	//	//	上幌内2号	2.1-1	123.24	○	①	起終点～字上幌内
//	//	//	幌内	幌内1号	1.0-1	84.36	○	④	起終点～字幌内
	計				6.1-9				

## 【道有林】

単位 延長：km 面積：ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長及び 箇所数	利用区 域面積	前半5カ年 の計画箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道	林業専用道	道有林	イッパツ	1.0-1	222	○		起終点～字道有林
//	//	//	南雄武	214 林班支	1.0-1	333	○		起終点～字南雄武
//	//	//	上雄武	231 林班支	1.0-1	195	○		起終点～字上雄武
	計				3.0-1				
拡張	自動車道 (改良)		上幌内	砂金川	0.1-1		○		橋りょう改良
	計				0.1-1				

## ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理することとします。

## (2) 細部路網の整備に関する事項

## ア 細部路網の作設に関する留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、林道との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、道が定める森林作業道作設指針（平成23年3月31日付け森整第1219号北海道水産林務部長通知）に則り開設します。

## イ 細部路網の維持管理に関する事項

道が定める森林作業道作設指針（平成23年3月31日付け森整第1219号北海道水産林務部長通知）等に基づき適切に管理することとします。

## 4 その他必要な事項

- (1) 土場、作業施設その他の森林整備に必要な施設の整備に当たっては、地形・傾斜等地域の特性に応じ、集約化施業や高性能林業機械による低コスト作業に対応するなど、木材等の合理的な搬出を行うために必要な施設として整備し、適切に管理することとします。
- (2) 林道通行の安全確保のため、標識等の交通安全施設の整備に努めるとともに、林道等の機能保全や災害の未然防止のため、林道等の適切な維持管理に努めることとします。
- (3) 林道等の整備に当たっては、Ⅱ第1の3(8)における森林施業と同様の取扱いに努めることとします。

## 第8 その他森林整備の方法に関し必要な事項

### 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業従事者は、高齢化の一途をたどりながら減少傾向となっているのが現状であり、今後は林業事業体の体質強化を促進することによって、林業従事者の雇用の安定化と長期化を図るとともに、就労条件の改善及び労働安全衛生の確保等、林業従事者の新たな確保と定住化を促進します。

また、新規的林業就業者や専門的知識を有する技術者の養成、高性能林業機械等の高度な運転技術を必要とされるオペレーターや次世代を担う中堅労働者を対象とした作業リーダーの育成を行うための研修を積極的に活用することにより、新規雇用の促進と人材の育成に努め、基幹的労働者の定着及び確保を図るものとします。

#### (1) 人材の育成・確保

ア 林業労働者の福祉等の向上を図り、林業事業体の経営基盤の強化、路網の整備、機械等労働環境の改善を積極的に推進するものとします。

イ 林業従事者に対する技術研修の受講を推進し、知識や技術の向上、更には雇用の安定化に努めるものとします。

#### (2) 林業労働者及び林業後継者の育成方策

ア 林業後継者等の育成については、オホーツク総合振興局西部森林室や雄武町森林組合等との連携を図り林業講習会・研修会等を実施するなど、林業後継者の意識の高揚を図るものとします。

イ 道内外の木材市場の動向の把握に努め、情報の提供をするとともに木材消費の開拓について、町としても検討をすることとし、林業経営の魅力を高めることに努めることとします。

ウ 各種林業補助政策の導入について検討することにより、林業の活性化と林業従事者の生活環境の整備を図るとともに、林業技術等の啓発及び普及、後継者の育成に努めることとします。

#### (3) 林業事業体の体質強化方策

年間を通じた林業従事者の就労を確保するため、林業事業体における森林整備事業の掘り起こしや、林業経営コンサルタントなど経営の多角化や協業化を進め、経営の体質強化、高度化を促進するものとします。

特に地域の森林における森林整備の中心的な担い手や、山村地域の雇用の受け皿として、重要な役割を担う森林組合の経営基盤の強化が必要であるため、組織体制の充実や事業活動の強化などを図り、地域の中核となる森林組合の育成に努めるものとします。

#### (4) 林業事業体登録制度の活用

国の、「森林・林業基本計画」では、適正かつ効率的な森林整備の実施などのため、林業事業体に関する情報の登録・公表や評価する仕組みの導入を推進すること、また、北海道では、伐採跡地の増加、粗雑な施業が見受けられること及び労働災害の発生率が高いことが課題となっています。

このため、北海道では、森林整備等を行う林業事業体の基本的情報等を登録し、公表する「北海道林業事業体登録制度」が創設されました。

本町においても、本制度を周知・活用し、森林所有者等が森林整備等を林業事業体に委託して実施するにあたり、明確かつ客観的な事業体情報に基づいて事業実行者を選択することができるようにするとともに、適切な森林施業を行い、労働安全衛生管理に努める健全な林業事業体の育成を図ります。

### 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

将来の森林資源に対する生産供給体制の整備と森林施業の合理化を図るため、従来からのチェーンソーとトラクターによる作業システムに加え、ハーベスタ、フェラーバンチャ、プロセッサ等による伐倒や、枝払い・玉切り作業、フォワーダ、スキッド等による集材作業によるシステムを採用するなど、高性能林業機械による安全で効率的な作業システムの普及及び定着を図ることとします。

### 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

地域の森林・林業、木材産業等の活性化及び木材自給率の向上を図るためには、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の推進が重要です。このため、地域材の利用に向けた町民への普及啓発活動や、工務店・設計会社等との連携などに取り組むとともに、一般消費者への周知を徹底し、需要促進を図るよう努めるものとします。また、「地材地消」の推進に当たっては、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）に基づき本町が策定した「雄武町地域材利用推進方針」（平成24年3月策定）に則して公共建築物において積極的に木材、木製品を利用するほか、住宅用建築材をはじめ、森林バイオマスエネルギーへの活用など、幅広い用途での地域材の利用を促進しつつ、このような需要に対し地域材を安定的に供給するため、木材流通の合理化や木材産業の体質強化を推進することとします。

#### （1）木材流通の合理化

原木流通の合理化を推進するため、共同で利用できる山土場、ストックポイント等、原木流通施設の整備を行い、流通ロットの拡大や原木供給の安定化・効率化を図ります。

また、流域森林・林業活性化センター等による流域内の森林所有者、素材生産業社間の合意形成を進め、生産コストの低減や計画的、安定的な素材生産を行うため、事業の共同・協業化、出口ロットの拡大等を行います。

#### （2）木質バイオマスの利用促進

地域産業の振興や遺産化炭素排出量の削減の観点から、林地残材等の木質バイオマスの有効利用を促進することとします。

特に、地域の需要動向を踏まえ、林地残材の収集を必要とする場合は、地域関係者が連携して需要情報の共有化、集荷の低コスト化を図り、安定的な供給に努めることとします。

### 4 その他必要な事項

該当なし

## Ⅲ 森林の保護に関する事項

### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

#### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

エゾシカによる森林の被害状況等に応じ、被害防止するため措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内におけるエゾシカ被害防止の方法について、次のとおり定めます。

##### （1）区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）」に基づき、エゾシカによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ及び、エゾシカ被害マップデータ等に基づき、食害や剥皮等の被害がある森林又はそれら被害がある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがあるなど、エゾシカによる被害を防止するための措置を実施すべき森林を林班単位で別表4のとおり定めます。

また、区域は必要に応じ、試験研究機関の論文等の文献、森林における各種調査、地域住民等からの情報その他、エゾシカによる森林被害又は生息情報により補正することとします。

##### （2）鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、次のとおり、エゾシカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げるエゾシカ防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせ推進するとともに被害防止対策については、特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進することとします。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、エゾシカ防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとします。（関連計画：北海道エゾシカ管理計画、鳥獣被害防止計画）

特に、生息密度が高い地域においては巡回などにより被害状況等森林の状態を適確に把握し、被害が発生し、又はそのおそれのある森林については森林組合、林業事業体等の関係機関と連携し、適切な鳥獣害防止対策を早期に行うよう努めることとします。

## ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、忌避剤散布や幼齢木保護具の設置、枝条巻き、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリング・巡視等を実施します。

## イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等を実施します。

## 2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域においては、エゾシカの被害防止対策が適切に実施されているかどうかを現地調査や各種会議での情報交換、林業事業体や森林所有者等からの情報収集等を行うこと等により確認することとします。

また、食害の生じるおそれがある地域については、造林樹種の選定に当たりアカエゾマツ等の嗜好性の低い樹種の植栽を検討することとします。

## 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

森林の保護等については、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設置などにより、病虫害、鳥獣害、寒風害、山火事等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努めるとともに、日常の管理を通じて森林の実態を的確に把握し、次の事項に配慮して適時適切に行うこととします。

特に、現在・過去において諸被害にあった場所においては、同一樹種、同一林齢の人工林を大面積に造成することを避け、多様な樹種・林齢による人工林の造成や、天然林をバランスよく残すこと等により被害のリスクの低減を図ることとします。

### 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法等

#### (1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等の駆除及び予防については、森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除等に努め、病虫害等の種類や被害の程度に応じ薬剤の塗布、被害木の伐倒・整理など適切な方法により防除を行うものとします。

なお、森林病虫害等のまん延のために緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うことがあります。

#### (2) その他

森林病虫害等の早期発見、早期防除のため、本町と道などの関係機関が連携して対応するものとします。

### 2 鳥獣による森林被害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

(1) エゾヤチネズミによる食害の発生を防ぐため、カラマツ植栽地においてはネズミの生息場所となる枝条のたい積を避けるとともに、可能な場合は耐鼠性の高い樹種を植栽する等の対策を行います。また、ネズミの発生動向も踏まえ、必要に応じて殺鼠剤の散布や防鼠溝の設置等の対策を実施することとします。

(2) 鳥獣害防止森林区域外のエゾシカ及びその他の野生鳥獣による被害については、その早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び防除技術の開発等を行い早期防除に努めることとします。

(3) 森林の保護に当たっては、森林組合等の関係機関及び地域住民との一層の協力のもとに、地域の実情に応じて、野生鳥獣の生息環境となる針広混交の育成複層林や天然生林に誘導するなど、野生鳥獣との共存に配慮した対策を適切に推進することとします。

### 3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、森林巡視、山火事警防等の予防活動を適時適切に実施するものとします。特に春先の乾燥時期には予防活動を強化するものとします。

また、春先の乾燥時期には森林巡視を強化するほか、森林の保護及び管理を要する重点地域を設け、効果的な防火線・防火道等の整備や保護標識、消化器格納庫等の施設を設置することとします。



#### 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

該当なし

#### 5 その他必要な事項

##### (1) 病虫害の被害を受けているなどの理由により伐採を促進すべき林分

該当なし

##### (2) その他

ア 気象害については、過去の被害事例を参考に保護樹帯等を設けるなどして防止対策に努めるものとします。

イ 森林の巡視に当たっては、民有林の中で、森林レクリエーションのための、利活用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある地域を重点的に実施することとし、特に、森林法違反行為の未然防止、山火事の防止、森林の産物の盗採等の防止、森林被害の早期発見等を重点的な点検事項とします。

また、自然公園や自然環境保全地域、鳥獣保護区等の区域、貴重な野生生物の生息・生育地域、盗採等の違反行為のおそれがある地域、主要な展望地や園地など利用者の入り込みが多い地域、山火事等の発生が懸念される地域等においては、自然保護監視員、鳥獣保護員、林業関係者等が相互に連携して、巡視活動並びに利用者への指導を行うこととします。

#### IV 森林の保健機能の増進に関する事項

##### 1 保健機能森林の区域

該当なし

##### 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業方法に関する事項

該当なし

##### 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし

##### 4 その他必要な事項

該当なし

#### V その他森林の整備のために必要な事項

##### 1 森林経営計画の作成に関する事項

##### (1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

小規模所有者が多い本町においては、単独による森林経営計画の作成が困難な状況にあるので、市森林整備計画の達成に向け、町と森林組合が一体となって複数所有者による森林経営計画の作成を推進します。

森林経営計画の作成に当たっては次の事項について、適切に計画するものとします。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法

ウ IIの第6の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第7の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

##### (2) 森林法施行規則第33条第1号のロの規定に基づく区域

設定なし

##### 2 森林の整備を通じた地域振興に関する事項

現在、SGEC森林認証を取得した森林が全体の81%を占め、施業の集約化等により除間伐等の計画的実施を進め、森林の適切な管理と、緑の循環を基本とした森林管理体制の構築に努めます。また、地域材の積極的な活用を目指して「地材地消」の取組を推進します。

##### 3 森林の総合利用の推進に関する事項

森林に対する住民のニーズは、高度且つ多様化してきており、それに応えるためには住民

をはじめ関係機関や森林所有者等の理解と協力が必要であり、これを踏まえた上で開かれた森林を確保し、教育、福祉、保健等の分野と連携し、森林環境教育や健康づくり等の森林利用を推進するものとします。

生活環境保全林の周辺については、地域住民の利用はあるもののその認知度が低いことから、散策や植樹活動などを含めた更なる活用を推進することとし、散策道や樹木などの適切な維持管理を行い、より親しみやすい憩いの拠点造りを図るものとします。

#### 4 住民参加による森林の整備に関する事項

##### (1) 地域住民参加による取組に関する事項

地域住民等の多様なニーズに応じた森林整備等を、関係機関や所有者等の理解と協力の下に計画的な森林整備を推進するとともに、住民が森林とのふれあいをもてる生活環境や魅力ある地域社会等の構築を図るものとします。

##### 【主な取り組み】

- ・住民参加による林業体験活動の推進（枝打ち、植樹）
- ・小中学生を対象とした森林環境教育の推進
- ・北海道が策定した「北の里山」づくり構想に基づく活動の推進

##### (2) 上下流連携による取組に関する事項

水源として重要な役割を果たしている河川については、水源かん養の森林造成の必要性を理解してもらえよう働きかけをすることとします。

##### (3) 青少年の学習機会の確保に関する事項

小中学校の教育課程に導入された「総合的な学習の時間」等を活用し、教育委員会を通じて学習等の機会や場所の確保ができるよう働きかけをすることとします。

#### 5 その他必要な事項

##### (1) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林は、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林です。

その整備に当たっては、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進し、当該目的に即した機能の確保を図るものとします。

特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要がある森林については、「要整備森林」とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにしたうえで、その実施の確保を図るものとします。

なお、「要整備森林」は地域森林計画において指定されます。

##### (2) 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法

該当する法令に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限が強い方の施業方法に基づいて行うよう留意します。

##### ① 保安林及び保安施設地区の区域内的の森林

保安林及び保安施設地区の施業方法に係る一般的留意事項は、次のとおりです。

なお、保安林及び保安施設地区の施業方法については、個々の指定施業要件が定められていますが、制限の決定及び立木伐採の許可等の処理は、保安林制度の一環として行われますので留意が必要です。

##### ア 主伐の方法

(ア) 伐採できる立木は、雄武町林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとします。

(イ) 伐採方法は、次の3区分とします。

- a 伐採方法の指定なし（皆伐を含む。）
- b 択伐（伐採区域内の立木を均等な割合で伐採するもの。）
- c 禁伐（全ての立木の伐採を禁止するもの。）

##### イ 伐採の限度

(ア) 皆伐面積の限度は、森林法施行令第4条の2第3項の規定に基づき公表される面積の範囲内とします。

(イ) 一箇所当たりの皆伐面積の限度は、次のとおり指定施業要件に定められています。

- a 水源かん養保安林（ただし、急傾斜地の森林及び保安施設事業の施行地等の森林その他森林施業上これと同一の取り扱いをすることが適当と認められる森林に限る。）に

については、20ha以下とします。

b 土砂流出防備、飛砂防備、干害防備及び保健の各保安林については、10ha以下とします。

c その他の保安林であって、当該森林の地形、気象、土壌等の状況を勘案し、特に保安機能の維持又は強化を図る必要があるものについては、20ha以下とします。

(ウ) 防風、防霧保安林については、標準伐期齢以上である部分を幅20m以上にわたり帯状に残存させなければなりません。

(エ) 択伐の限度は、当該森林の立木材積に択伐率を乗じて得られる材積を超えないものとします。

(オ) 初回の択伐率は、指定施業要件に定められている率とします。

また、2回目以降の択伐率は、伐採しようとする当該森林の立木の材積から前回の択伐直後の当該森林の立木の材積を減じて得た材積を伐採しようとする当該森林の材積で除して算出し、この率が10分の3を超えるときは10分の3（指定施業要件で定められた条件を満たす場合には10分の4）とします。

#### ウ 特例

(ア) 伐期齢の特例の認められている保安林は、標準伐期齢に達していなくても伐採することができます。

(イ) 伐採方法についての特例は、択伐と定められている森林にあつては伐採指定なし、同じく禁伐と定められている森林にあつては択伐とします。

(ウ) 特例の有効期限は、当該特例の指定日から10年を超えないものとします。

#### エ 間伐の方法及び限度

(ア) 間伐をすることのできる箇所は原則として、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とします。

(イ) 間伐の限度は、当該森林の立木材積の100分の35を超えない範囲で指定施業要件に定められた率とします。

#### オ 植栽の方法及び期間

(ア) 伐採跡地への植栽は、当該箇所に指定施業要件として定められた樹種及び本数を均等に分布するように行わなければなりません。

(イ) 植栽は、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に行わなければなりません。

#### ① 自然公園特別地域内における森林

自然公園特別地域内における施業方法の決定は、表1の「特別地域内における制限」により行います。

#### ② その他の制限林

その他の制限林における伐採方法は、次表のとおりとします。

表1 特別地域内における制限

区分	制限内容
特別保護地区	特別保護地区内の森林は、禁伐とします。
第1種特別地域	(1) 第1種特別地域内の森林は、禁伐とします。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができます。 (2) 単木択伐法は、次の規定により行います。 ア 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定します。 イ 択伐率は、現在の蓄積の10%以内とします。
第2種特別地域	(1) 第2種特別地域内の森林は、択伐法とします。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り皆伐法によることができるものとします。 (2) 道路などの公園事業に係る施設、集団施設地区の周辺（造林地、要改良森林、薪炭林を除く）は、原則として単木択伐法によるものとします。 (3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とします。 (4) 択伐率は、用材林においては30%以内とし、薪炭林においては60%以内とします。 (5) 特に指定した風致木については、保育及び保護に努めることにします。 (6) 皆伐法による場合その伐区は、次のとおりとします。 ア 一伐区の面積は、2ha以内とします。 ただし、疎密度3より多くの保護木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区面積を増大する事ができます。 イ 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできません。この場合においても、伐区は努めて分散しなければなりません。
第3種特別地域	(1) 第3種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限は設けないものとします。

表2 その他の制限林における伐採方法

区分	制限内容
その他制限林	(1) 原則択伐とし、伐採率は蓄積の30%以内とします。 (2) 鳥獣保護区特別保護地区内の鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められる森林については、択伐（その程度が著しいと認められるものについては禁伐）とします。 (3) 次の砂防指定地内の森林については、皆伐を行うことができます。 ① 伐採面積が1ha未満のもの。 ② 森林施業計画で皆伐として計画されたもの。 (4) 史跡、名称又は天然記念物に指定されている区域（伝統的建造物群保存地区を除く。）においては、原則、禁伐とします。

(3) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

地域の特性に応じた具体的な施業の方法に関して、森林組合等の林業事業者、北海道指導林家や青年林業士等の地域の関係者の合意形成を図り、適切な方法による間伐等の森林整備が進むよう道の指導機関と連携した普及啓発を進めます。